

# 居 宅 介 護 支 援

(契約書別紙 兼 重要事項説明書)

◎わたしたち（事業者）の概要は次のとおりです。

事業所名	八色園居宅介護支援事業所	法人名	魚沼地域特別養護 老人ホーム組合
所在地	新潟県南魚沼市浦佐 4059 番地 1	電話番号	025-777-5062
県指定年月日	平成16年11月1日 (番号 1572400222)	介護支援 専門員数	1名以上
通常の事業の実施地域	南魚沼市		
通常の営業日	月曜日から金曜日(祝日,年末年始12月29日~1月3日除く)		
営業時間	8時30分から17時15分 (ただし緊急時必要時には、この限りではありません。)		
使用する課題分析票	MDS-HC2.0		
お宅に伺うおおむねの頻度	1回程度/月		

◎わたしたち（事業者）があなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

## 【1、提供するサービスの内容】

あなたに提供するサービスの内容は、居宅介護支援です。

「居宅介護支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、あなたの心身の状況を把握し、その結果とあなたの希望に基づいて、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画にしたがって適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務をいい、具体的には次にあげる業務を行います。

## 【2、業務の概要】

- 1、あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 2、あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 3、必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 4、あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- 5、指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等について苦情相談の窓口となり、適切に対処します。
- 6、あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

### 【3、業務取扱い方針】

- 1 あなたの心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、あなた自身の選択に基づいて、適切な介護サービスが、様々な事業者から総合的・効率的に提供されるように、努力いたします。
- 2 居宅介護支援の提供にあたっては、あなたの意思と人格を尊重することにより、常に利用者の立場に立つとともに、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく、公正中立を原則といたします。
- 3 市町村、かかりつけ医、サービス事業所、介護保険施設等、関係機関との連携に努めます。
- 4 居宅介護支援は、あなたの心身の状態がより良くなるようにする（軽減の観点）、悪化しないようにする（悪化防止の観点）、そして要介護状態にならないようにする（予防の観点）ために提供いたします。またかかりつけ医の意見を求め、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- 5 わたしたちは、居宅介護支援があなたの生活の全体的な支援となるよう、居宅サービス計画の作成後も関係する事業者と連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、あなたの心身の状況の変化に応じて臨機応変に居宅サービス計画の見直しを行うこととします。
- 6 あなたからサービス計画の実施状況、その他の説明を受けたいとの申し出があれば、サービス提供の記録や課題分析における目標の達成状況、利用料金の内訳などについて、ご説明致します。
- 7 わたしたちは、居宅介護支援の提供に際しては常に真摯な態度で臨み、あなたからの相談や苦情について事業を実施するうえでの糧として真剣に受け止め、常に事業者として資質の向上に努めます。
- 8 あなたの意思に基づいた契約であることを確保するため、ケアプランに位置づけるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、また居宅サービス事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。

### 【4、時間外・緊急時の対応】

- ・介護支援事業の実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等必要な措置を講じます。
- ・24時間連絡できる体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しております。 緊急時連絡先：八色園代表 025-777-3811

### 【5、事故発生時の対応】

介護支援事業の実施中に事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、速やかにその対応を行います。

### 【6、担当の介護支援専門員】

あなたを担当する介護支援専門員及びその管理責任者は次の者です。

○介護支援専門員	氏名	連絡先	777-5062
○管理責任者	氏名 岡村 美和子	連絡先	777-5062

ご相談や苦情、ご連絡したいことがある場合は、ご連絡ください。

## 【7、利用料金】

利用者がサービスを利用した場合の利用料は別紙（利用料金について）のとおりですが、原則としてその金額が介護保険から給付されるため利用者負担はありません。ただし、あなたの希望によって次の業務を行う場合は、別途ご負担があります。

（サービス提供記録等複写料…1枚当たり50円）

## 【8、キャンセル料】

あなたが、このサービスの利用をやめたい場合や、一時的に中断したい場合は、お手数ですが事前に次の連絡先又はあなたを担当する介護支援専門員までご連絡ください。サービス利用についてのキャンセル料はいただきません。

（連絡先：八色園居宅介護支援事業所 電話番号：777-5062）

## 【9、苦情相談窓口】

事業所が設置する苦情相談窓口は、次の通りです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅介護サービス計画に関する苦情も、遠慮なくお申し出下さい。

○管理責任者 氏名 岡村 美和子 連絡先 025-777-5062

また、下記の八色園苦情処理委員および関係機関でも受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

※ 八色園苦情処理委員

氏名 小幡 久斗（一村尾） 連絡先 025-777-2380

氏名 志太 良美（浦佐） 連絡先 025-777-3042

※ 南魚沼市介護保険課 連絡先（電話） 025-773-6675

※ 新潟県国民健康保険団体連合会 連絡先（電話） 025-285-3022

（ファックス） 025-285-3350

## 【10、業務継続計画】

感染症や非常災害の発生でもご利用者への居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施・定期的に業務継続計画の見直しと変更を行ないます。

## 【11、虐待の防止】

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

※委員会の設置・定期的な研修等は当法人の拘束・虐待防止委員会に準じて実施。

## 【12、感染症の予防及びまん延の防止】

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底

※感染症及びまん延の防止のための指針の整備および定期的な研修等は、当法人の感染管理委員会に準じて実施。

## 【13、暴力団等の排除】

当事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3条に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除します。

上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意し、個人情報についても次に定める条件で、必要最小限の範囲で使用することに同意します。

- (1) 利用者に関わる居宅サービス計画を立案するための会議等での情報提供
- (2) サービス提供の連絡調整において必要となった場合
- (3) サービス契約の終了に際し、他の居宅介護事業者への情報提供が必要となった場合

上記契約を証明するために、本契約書を2部作成し、利用者及び事業者の双方が記名押印のうえ、それぞれ1部ずつを保管します。

令和        年        月        日

(事業者) 所在地 新潟県南魚沼市浦佐4059番地1

事業者名 八色園居宅介護支援事業所

代表者職・氏名 管理者 南魚沼市長 林 茂男 (印)

説明者職・氏名 介護支援専門員 (印)

(利用者) ご住所 新潟県南魚沼市

お名前 \_\_\_\_\_ (印)

(代理人) ご住所 新潟県南魚沼市

お名前 \_\_\_\_\_ (印)